

276 朝鮮総督指定学校

〔『法学新報』第21巻2(239)号 明治44年2月1日〕

○朝鮮総督指定学校 制令第七号第一条に依れば帝国大学、官立専門学校又は朝鮮総督の指定したる学校に於て三学年以上法律学科を修め卒業したる朝鮮人は文官高等試験委員の銓衡を経て特に之を朝鮮総督府判事又は検事に任用することを得べきこととなり居りしか朝鮮総督は右規定に依り去月十九日朝鮮総督府告示第七号を以て中央大学を始め明治大学、法政大学、京都法政大学、関西大学、慶應義塾、日本大学、早稲田大学の八校を指定したり